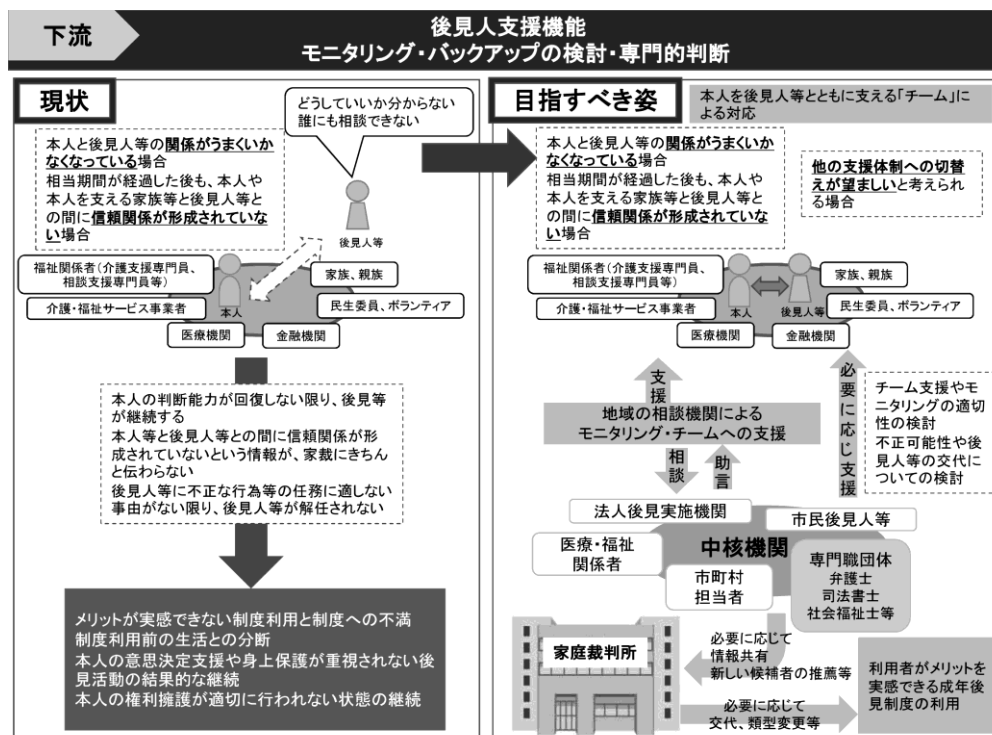
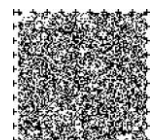




第1章1本文（10ページ）については、第135回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」（平成30年6月19日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室資料）をもとに一部加筆・変更。図「「成年後見制度利用促進」のイメージ」については、同資料より抜粋（原図ママ）



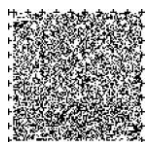
2 「権利擁護支援」や「成年後見制度利用促進」をめぐる国の動向

(1) 地域共生社会の実現と権利擁護支援の重要性

現在、国において、制度・分野ごとに「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。たとえ認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、自分らしい生活を送る上で大切なことを自ら主張し、選択し、決めていくことが難しい状態になっても、地域社会に参画しその人らしい生活が続けられるよう、「包括的な支援体制」の整備とともに、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められています。(17 ページ「「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の関係図」参照)

(2) 権利擁護支援の一つの手段としての成年後見制度

平成 12 年に開始された成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の地域でのその人らしい生活継続を目的とした財産管理や身上保護を、成年後見人（成年後見人のほか、保佐人、補助人を含む。以下「後見人等」といいます）等が行う仕組みであり、高齢者等の消費者被害や虐待等の権利侵害防止にも効果のある制度です。前述の地域共生社会づくりに向けた権利擁護支援の手段の一つで、今日までの間に制度利用の促進に向け、平成 28 年 5 月、利用促進法が施行されています。(後述)

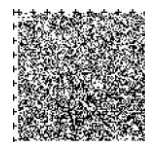


最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況―平成 30 年 1 月～12 月」によれば、平成 30 年の成年後見関係事件（後見・保佐・補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は 36,549 件でした。同資料によれば、制度開始年である平成 12 年の申立件数は合計で 9,007 件であることから、制度開始約 20 年を経て、年間の申立件数は約 4 倍に増加しました。

（３）利用者がよりメリットを実感できる制度・運用への改善を目的とした利用促進法、国基本計画の策定

この間、平成 28 年 5 月には、成年後見制度の更なる利用促進を図るとともに、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくことを目的として、利用促進法が施行され、平成 29 年 3 月には、国基本計画が閣議決定されました。

国基本計画では、市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的整備、中核機関の設置が示されており、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画（以下「市町村計画」といいます）の策定が努力義務化されました。さらに、令和元（2019）年 5 月には令和 3（2021）年度末をめどとした「成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI（成果指標）」が設定されるとともに、令和元（2019）年 6 月の「認知症施策推進大綱」では「成年後見制度の利用促進」も掲げられています。



国基本計画のポイント

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代

⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備

⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネート

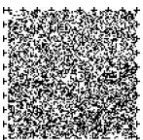
を行う「中核機関(センター)」の整備

ウ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

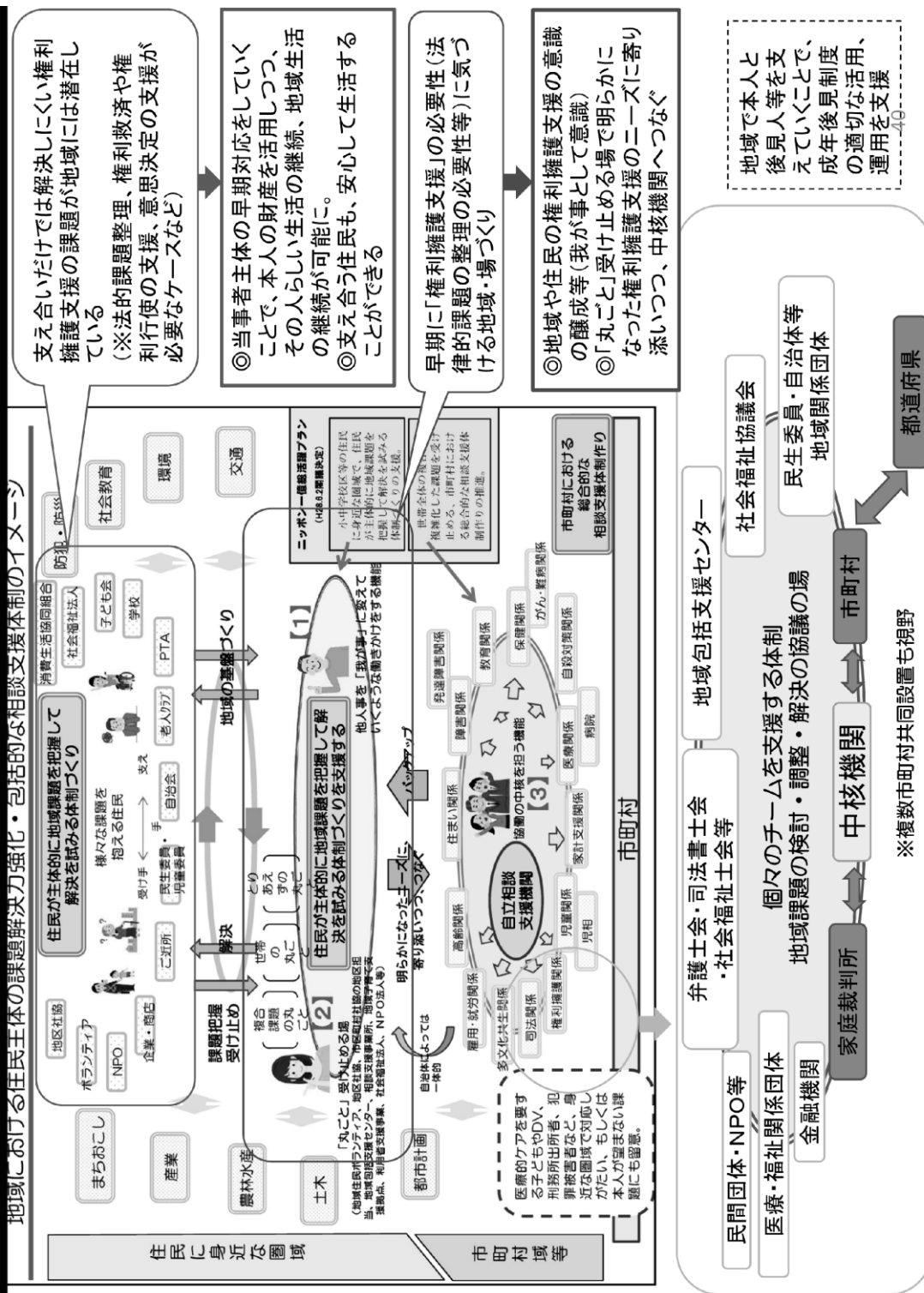
第 135 回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」

(平成 30 年 6 月 19 日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 資料より抜粋)

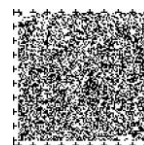


「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の関係図

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」



第135回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」
(平成30年6月19日 厚生労働省社会・福祉局地域福祉課成年後見制度利用促進室 資料より抜粋)



3 広域における市町村計画策定に関する国の考え方

「市町村成年後見制度利用促進計画策定の手引き」（平成 31 年 3 月、一般財団法人日本総合研究所）では、中核機関を広域で整備する場合の市町村計画策定の考え方について、「中核機関を広域で整備する場合でも、各自治体で市町村計画を策定します」と位置付けています。

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市（以下「5 市」といいます）においても、各市において市町村計画を策定することとしています（後述）。

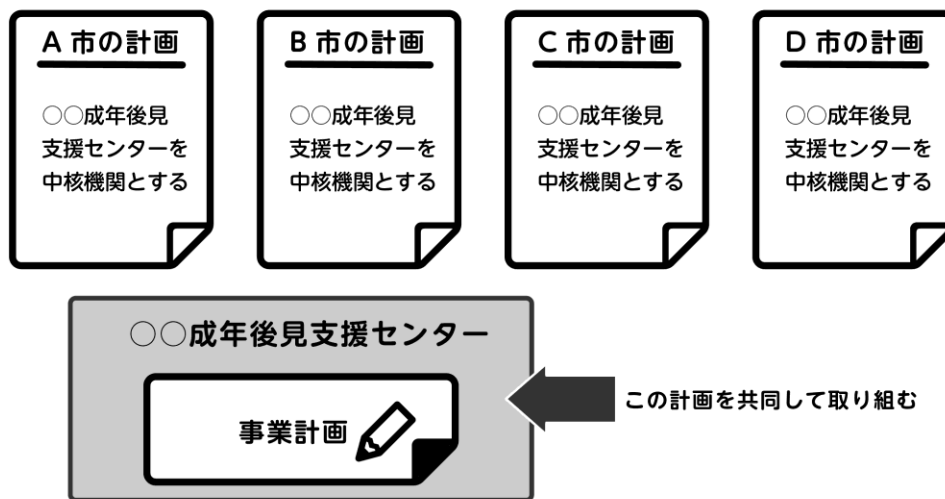


ポイント！広域整備の場合の計画策定の考え方

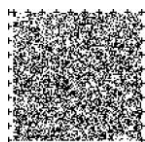
中核機関を広域整備とする場合でも、各自治体で市町村計画を策定します

中核機関を広域で整備することと、市町村計画を広域で策定することは、分けて考えられます。中核機関を近隣の自治体と共同で広域で整備とした場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定します。

この場合、各市町村計画には、どの機関を中核機関とすることを記載したうえで、別途、中核機関の事業計画等で具体的な取組方針を定めます。その事業計画等をもとに、各自治体が連携して取り組むことになります。



参考「市町村成年後見制度利用促進計画策定の手引き」7 ページ



第2章 広域による共通計画策定の目的と位置付け

1 広域での共通計画策定の目的

第1章で記載したとおり、平成28年5月に施行された利用促進法では、市町村の講ずる措置等が規定されており(第14条市町村の講ずる措置)、市町村は、国基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされています。これを受けて、平成29年3月に閣議決定された国基本計画では、市町村に対し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。

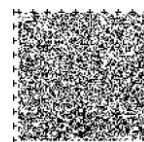
5市においては、平成15年度より、福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人としてセンターを設置し、5市による共同運営を行っているところです。そこで、5市では、センターを活用した15年余に及ぶ協働の実績を生かしながら、同地域における成年後見制度利用促進に資する体制整備を協働して進めていくことを目指して、広域による共通の目標をまとめ、共通計画として策定します。ただし、共通計画だけでは、成年後見制度利用促進に向けて各市の実情に応じた段階的・計画的な整備の推進を図るのに不十分な点があるため、5市で時期を見極めたうえで、各市の福祉関連計画・単体計画と一体的に策定するものです。

※センターについては、25ページから28ページまでをご参照ください。

2 5市における市町村計画と共通計画との関係性

5市では、市町村計画として、以下のような計画策定・施行を予定しています。

共通計画は、5市が、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用をしていくに当たり、センターを活用しながら達成していくべき共通の目標や目標実現に向けた施策の方向性を掲げたものです。



いわば、共通計画は、5市における共通の目標（基本計画）を示す市町村計画であり、各市の実情に応じた段階的計画的取組みを示す福祉関連計画や単体計画と合わせて成年後見制度利用促進の市町村計画と位置付けられます。

5市の市町村計画の形態、期間、施行時期 一覧表

	市町村計画の種類	計画期間	施行時期	備考
調布市	単体計画として策定	令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度まで	令和3(2021)年4月	
日野市	地域福祉計画等と一体的に作成	令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度まで	令和2(2020)年4月	
狛江市	地域福祉計画等と一体的に作成	平成30(2018)年度から 令和5(2023)年度まで	令和3(2021)年4月	
多摩市	地域福祉計画と一体的に作成	令和2(2020)年度から 令和4(2022)年度まで	令和2(2020)年4月	
稲城市	単体計画として策定	令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度まで	令和3(2021)年4月	※令和6(2024)年度からは、次期稲城市保健福祉総合計画と一体的に作成

3 本計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までとします。

市町村が策定する高齢者総合計画や障害者総合計画における計画期間は、そこに盛り込まれた各施策の実施時期を示したものであることが一般的です。しかし、本計画では、そのような施策の実施スケジュールではなく、本計画の見直しの目安としての計画期間と位置付けています。

